

令和2年（行ウ）第36号 総長解任処分取消等請求事件

原告 名和豊春

被告 国立大学法人北海道大学 外1名

## 準備書面(1)

2021（令和3）年6月10日

札幌地方裁判所 民事第2部合議係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤哲之  
弁護士 佐藤博文  
弁護士 小野寺信勝  
外7名



### 第1 本書面の目的

本件解任手続は、原告に対する関係でも、北大教職員に対する関係でも、ブラックボックスの中で行なわれた。そこで、原告とジャーナリストが、本訴訟に先立って情報公開請求を行なっている。

本件解任に關係する教職員は、原告を含め被告北大の構成員であるから、非違行為があれば大学の規定（大学の自治）に基づいて処理されなければならぬ。そして、それが正しく履践されたかどうかは、本件解任手続の適法性に直結する。

そこで、本書面は、かかる情報開示請求の経緯と、現在までに判明した事実を明らかにするものである。

### 第2 原告の個人情報開示請求とその結果

1 原告は、2020（令和2）年9月18日、被告北大に対して、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）に基づき、以下の5項目に関する文書開示請求を行なった（甲33）。

① ハラスマント防止規定に基づく、相談、調査などの存否  
② 公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する規程に基づく通報の存否

③ 研究活動上の不正行為に関する規程に基づく告発の存否  
④ 書面監査や実地監査あるいは適宜の方法による監査対象の存否  
⑤ 調査委員会が収集・作成した別紙一覧表に示す調査報告書添付書類

2 被告北大は、2020（令和2）年11月13日通知書において、前記②③④について、個人情報は存在しないと通知した（甲34）。

これにより、本件解任事由に係わる被害者や関係者が、学内規程に基づいた相談や申告などの手続をしていないことが明らかになった。

3 被告北大は、①について下記の理由で不開示とした。  
「個人情報の存否を答えることは、法第14条第2号の開示請求者以外の個人に関する情報を明らかにすることになることから法第17条に該当し、不開示（存否応答拒否）と決定しました。」

これに対して、原告は、2020（平成2）年12月10日に非開示処分取消訴訟を提起した（平成2年（行ウ）第35号）。この訴訟の経緯と結果は、後記「第3」のとおりである。

4 被告北大は、⑤について、法第14条第5号柱書き(事務事業等情報)及び同条第2号(個人情報)に該当するとして、不開示とした。

これに対して、原告は、2021(平成3)年1月22日に非開示処分取消訴訟を提起した(平成3年(行ウ)第3号)。同訴訟は民事第5部に係属中である。

### 第3 ハラスメント規程に係る情報の不開示処分取消訴訟の結果

#### 1 同情報の開示を求める意義

(1) 総長選考委員会において、調査委員会は34件の事実を認定し、そのうちハラスメント23件とした(甲4)。これが、解任申出の決議では30件となり、「ハラスメントに該当するかどうか」は認定しないとされた(甲21)。

これに対し、文科省は、被告北大の認定を覆して、28件を認定し、ハラスメント18件と特定した(甲28)。

(2) ところで、被告北大が文部科学大臣に原告の総長解任を申し出たとき、マスコミは、総長選考会議が原告による北大職員への“パワハラ”を認定したと報道した(2019年7月5日付け北海道新聞「選考会議 パワハラ認定」)。同月12日付け朝日新聞「パワハラを認定 総長解任を求める」など)。かかる報道は事実に反するものだが、被告北大は、正確な内容を説明して是正を求めることなく、その後も誤った情報が繰り返されるのを容認し続けた。

(3) 「ハラスメント」も「パワハラ」も、原告に身に覚えのないことだった。もし教職員から問題にされたら、ハラスメント防止規定に基づいて調査等が行なわれるからである。それがないとすると、いったい誰が、どういう権限で、どういう基準で認定したかが問題となる。なぜならば、ハラスメント防止規定(甲39)には、調査委員会(第1

1条)の設置や弁護士への調査委任(第12条)などが用意されているからである。

#### 2 被告北大の非開示理由は明らかに違法

(1) 被告北大は、法第14条2号(個人識別情報)に該当し、かつ、法第17条(個人情報の存否に関する情報として存否応答拒否)に該当することを理由として、不開示とした。

この第17条は、「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」に不開示とするもので、例示されるのは、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵情報に関する情報について、本人から開示請求があったような場合などである。

(2) 本件開示請求が上記に該当しないことは学説・判例上明白であり(甲35)、被告北大は答弁不能となった。そこで被告北大は、敗訴判決という結果を避けるために、3月15日付で不開示決定を取り消し(甲36)、同時に文書不存在を理由とする不開示決定をした(甲37)。

原告は、不開示決定が取り消されたので、第2回弁論期日において訴えを取下げ、被告北大がこれに同意して、終了した。

これにより、前記②③④に加え、①のハラスメント規程に基づく相談、調査も、原告には一切なかつたことが確定した。

#### 3 非開示処分にみる被告の姿勢

被告北大の対応は、法令や学内規程を無視し、ご都合主義的に解釈適用してはばかりないものである。

すなわち、被告北大は、当初の不開示理由で「相談者が安心してハ

ラスマント相談をする権利が侵害され、開示請求者以外の個人の情報を特定されるおそれがある」と言ったが、そもそも「相談者」も「文書」も存在しなかったのだから、法14条2号が問題になる余地はなかった。ところが、あたかも存在するかのように装つたのである。

かかる被告北大の態度は、ハラスマント防止規定に基づく手続が履践されていないことが公になると、訴訟への対応、パワハラと報道しているマスコミ対策、北大教職員への解任手続の適法性の説明などで不都合だと判断したからだと言わざるをえない。

#### 4 学内規程に基づくハラスマントがないことは文科科学省も明言

- (1) ジャーナリストが、文科省に対する法人文書開示請求により、2020（令和2）年6月30日に文科省の塩見課長らが行なった記者レク録音反訳文（甲38）を入手した。

これによると、同課長らは、記者の質問に対して、原告について「正式なパワーハラスマントとして認定されたものはない」と明言している。例えば、2頁では「パワハラという言葉はここであえて使っておりませんで、というのも正式なパワーハラスマントとして認定されたものは無いものですから」と述べている。

- (2) 総長も被害者とされる職員も皆、北大の構成員であるから、もしハラスマントがあれば、大学の規定に基づいて処理される。文科省の塩見課長も、同記者レクで「文科省で個別の案件をパワハラ認定する立場には無いですので、大学の中でパワーハラスマントかどうかっていうことは、認定するのであれば職場の中で認定されること」と回答している（8頁）のは当然である。

#### 第4 調査委員会が収集・作成した調査報告書添付書類

#### 1 調査委員会が収集・作成した資料の意義

本件文書の非開示処分取消訴訟で開示請求している対象は、本件訴訟における解任理由に係る証拠資料と共に通する。原告が6月8日意見書で提出を求めた録音データも、対象資料である。その大部分は、解任手続において当時の原告代理人に開示されたものである（甲33の別紙「一覧表」の「閲覧」「謄写」に○が記載された文書。但し、請求原因第2章「第一」6で述べたとおり、原告本人の閲覧等は認められない）。

ところが、被告北大は、この不開示処分取消裁判で次のように主張し、法第15条1項及び同条2項に定める部分開示をなすべき情報にあたらないとして、全部を一括して非開示だと主張している（下線は、原告代理人）。

「本件保有個人情報は、調査報告書に添付された文書であり、その性質上一体をなすべき文書であるから、被告が本件開示請求に応ずるか否かを判断する際には、これが一体の文書であることを前提として不開示事由の存否等を判断すれば足りるというべきである」（答弁書4頁13～16行目）

「不開示情報のみを容易に区分して除くことはできないし、資料が相互に関連していることから、部分開示によって当該個人が誰であるか推測することが可能となつて開示請求者以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないとも認めることができない」（同7頁14～17行目）。

#### 2 被告北大の応訴態度の矛盾とご都合主義

- (1) しかし、前述したように、大部分は解任手続で原告代理人に開示されており、本訴訟で原告が提出した甲1ないし32号証にも被告北大

が5月17日付で提出した丙1ないし21号証にも、「調査委員会が収集・作成した調査報告書添付書類」が含まれている。

これに対して、全部を一括非開示とする取消訴訟の答弁は明らかに矛盾しており、被告北大のご都合主義な応訴態度は理解しがたい。

(2) 被告北大は、同訴訟の第1回弁論で、裁判所から、(同訴訟の甲3を参考に) ①原告が開示請求した文書の特定、②不開示部分の特定、③その概要(何が書いてあるのか判る程度に)、④非開示とする根拠(該当法条)、について検討し整理するよう指示されている。

本訴訟においても、同書類は重要な証拠資料であり、文書提出命令の対象になる可能性もあり、被告北大の対応が注目される。

## 第5 最後に

原告及びジャーナリストは、他にも、被告北大又は被告文科大臣に対する個人情報開示請求あるいは法人文書開示請求を行なっており、今後、本訴訟の審理に合わせて明らかにしていくものである。

以上